

国の存立を全うし、国民を守るための
切れ目のない安全保障法制の整備について

平成26年7月4日

目 次

<個別的自衛権、集団的自衛権及び集団安全保障などに関するこれまでの整理>

○ 「武力の行使」に関する国際法	3
○ 個別的自衛権、集団的自衛権及び集団安全保障など	
・ 個別的自衛権	4
・ 武力攻撃に至らない侵害（いわゆるグレーゾーン）	4
・ 集団的自衛権	7
・ 集団安全保障	9

<我が国を取り巻く戦略環境の変化>

○ 我が国を取り巻く戦略環境の変化	1 1
○ 冷戦後の世界と我が国の貢献	1 2
○ 国際社会における防衛省・自衛隊の活動実績	1 4

<安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会及び同報告書提出後の総理記者会見>

○ 安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会について	1 6
○ 「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書のポイント	1 7
○ 安倍内閣総理大臣記者会見（平成26年5月15日）	1 8

<与党の政策及び検討>

○ 集団的自衛権に関する自由民主党の公約等	2 2
○ 安全保障法制整備推進本部	2 4
○ 安全保障法制整備に関する与党協議会	2 7

<国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について（閣議決定）>

○ 「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」（平成26年7月1日閣議決定）のポイント	2 9
○ 安倍内閣総理大臣記者会見	3 1

個別的自衛権、集団的自衛権
及び集団安全保障などに関する
これまでの整理

「武力の行使」に関する国際法

1. 国連憲章第2条4は、（加盟国の）国際関係における「武力の行使」を原則として禁止。

第2条4：すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。

2. ただし、以下の場合には例外的に「武力の行使」を実施することができる（違法性の阻却）。また、領域国の同意に基づく実力の行使は、そもそも国際関係における「武力の行使」に該当しない。

① 国連の集団安全保障措置

第39条：安全保障理事会は、平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為の存在を決定し、並びに、国際の平和及び安全を維持し又は回復するために、勧告をし、又は第41条〔注：非軍事的措置〕及び第42条〔注：軍事的措置〕に従つていかなる措置をとるかを決定する。

② 個別的又は集団的自衛権

第51条：この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。（以下略）

個別的自衛権、集団的自衛権及び集団安全保障などに関するこれまでの整理－①

1. 個別的自衛権

〔国際法上の定義〕

一般に、**自国に対する武力攻撃**を實力をもって阻止することが正当化される権利をいう。

〔政府見解〕

憲法前文で確認している日本国民の平和的生存権や憲法第13条が生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利を国政上尊重すべきこととしている趣旨を踏まえて考えると、**憲法第9条は、外国からの武力攻撃によって国民の生命や身体が危険にさらされるような場合にこれを排除するために必要最小限度の範囲で實力を行使することまでは禁じていない**と解され、そのための必要最小限度の實力を保持することも禁じていないと解される。

〔自衛権発動の3要件〕

憲法第9条の下において認められる自衛権の発動としての武力の行使は、政府は、従来から、

- ① **我が国に対する急迫不正の侵害**があること
- ② これを排除するために他の適当な手段がないこと
- ③ 必要最小限度の實力行使にとどまるべきこと

という3要件に合致する場合に限られると解してきている。

2. 武力攻撃に至らない侵害（いわゆるグレーゾーン）

純然たる平時でも有事でもない事態。

こうした武力攻撃に至らない侵害に際し、警察機関と自衛隊を含む関係機関が基本的な役割分担を前提として、より緊密に協力し、いかなる不法行為に対しても切れ目のない十分な対応を確保するための体制を整備することが一層重要な課題となっている。

(参考) 日本国憲法

第9条

第1項

「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」

第2項

「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」

前文

「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。」

第13条

「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」

第97条

「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」

第98条

「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」

個別的自衛権、集団的自衛権及び集団安全保障などに関するこれまでの整理－②

3. 集団的自衛権

〔国際法上の定義〕

自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止することが正当化される権利をいう。

〔政府見解〕

我が国は国際法上集団的自衛権を有しているが、集団的自衛権を行使することは、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲を超えるものであって、憲法上許されない。

〔国連憲章〕

第51条

この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当って加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。また、この措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持又は回復のために必要と認める行動をいつでもこの憲章に基く権能及び責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない。

※国連安全保障理事会に報告された近年の例及び報告された年

- ・キューバによるアンゴラに対する支援（昭和58年）
- ・フランスによるチャドに対する支援（昭和61年）
- ・米国によるホンジュラスに対する支援（昭和63年）
- ・米国及び英国によるペルシャ湾地域への兵力の展開（平成2年）
- ・ロシアによるタジキスタンに対する支援（平成5年）
- ・ジンバブエ、アンゴラ及びナミビアによるコンゴ民主共和国に対する支援（平成10年）
- ・英国、フランス、オーストラリア等による米国に対する支援（平成13年）

(参考) これまでの政府見解

1. 「集団的自衛権と憲法との関係に関する政府資料」(昭和47年(1972年)10月14日参議院決算委員会提出資料)

「憲法は、第9条において、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているが、前文において「全世界の国民が…平和のうちに生存する権利を有する」ことを確認し、また、第13条において「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、…国政の上で、最大の尊重を必要とする」旨を定めていることから、わが国がみずからの存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでも放棄していないことは明らかであって、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはどうい解されない。しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないのであって、それは、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るための止むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられるべき**必要最小限度の範囲**にとどまるべきものである。そうだとすれば、わが憲法の下で武力行使を行うことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、したがって、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない。」

2. 稲葉誠一衆議院議員質問主意書に対する答弁書(昭和56年(1981年)5月29日)

「国際法上、国家は、集団的自衛権、すなわち、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもつて阻止する権利を有しているものとされている。

我が国が、国際法上、このような集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上、当然であるが、憲法第九条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため**必要最小限度の範囲**にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであつて、憲法上許されないと考えている。

なお、我が国は、自衛権の行使に当たっては我が国を防衛するため必要最小限度の実力を行使することを旨としているのであるから、集団的自衛権の行使が憲法上許されないことによつて不利益が生じるというようなものではない。」

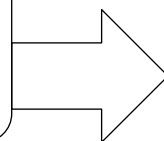
個別的自衛権、集団的自衛権及び集団安全保障などに関するこれまでの整理－③

4. 集団安全保障

〔参・予算委 大出法制局長官答弁（平成6年6月13日）〕（抜粋）

集団的安全保障とは、国際法上武力の行使を一般的に禁止する一方、紛争を平和的に解決すべきことを定め、これに反して平和に対する脅威、平和の破壊または侵略行為が発生したような場合に、国際社会が一致協力してこのような行為を行った者に対して適切な措置をとることにより平和を回復しようとする概念であり、国連憲章にはそのための具体的な措置が定められております。・・・もとより集団的安全保障に係わる措置のうち憲法第九条によって禁じられている武力の行使または武力による威嚇に当たる行為については、我が国としてこれを行うことが許されないのは当然のことであります。

国連憲章第42条、第43条に規定されているいわゆる正規の国連軍
（実例：なし）

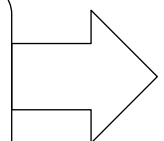


〔憲法との関係〕

関与の仕方、参加の態様は研究中。

「正規の国連軍」が設立されていない現状において、国際の平和及び安全を維持し又は回復するために武力行使を容認する安保理決議に基づく多国籍軍ができる場合がある。

武力行使を容認する安保理決議に基づくいわゆる多国籍軍
（実例：いわゆる湾岸多国籍軍（1990年））



・我が国の活動が「武力の行使」に及んだり、他国の「武力の行使」と一体化するおそれがあるため、憲法上「参加」は許されない。

※自衛隊の活動の可否については、安保理決議、多国籍軍の目的・任務、編成など具体的な事実関係に沿って検討。

※多国籍軍への「参加」とは、「当該多国籍軍の司令官の指揮下に入り、その一員として行動すること」という限定された意味と解されている。

（注）国連平和維持活動（PKO）や国際治安支援部隊（ISAF）は、上に述べる国連の集団安全保障とは異なる性格のもの。

我が国を取り巻く戦略環境の変化

【憲法制定時】

- ・ 国連軍創設といった理想が先行。日本の国際的役割への期待なし。

【現状】

- ・ 国連軍創設の見通しなし
 - 様々な枠組みによる対応（同盟関係、国連等）。
 - 我が国は、冷戦終結後、一定の努力（国際平和協力法、テロ対策特措法等）。
- ・ 国家間のパワーバランスの変化
 - 特にアジア太平洋地域における緊張の高まり。領土問題等の不安定要素も存在。
- ・ 技術の進歩、グローバル化の進展、国境を超える脅威の増大（サイバー、国際テロ、大量破壊兵器の拡散等）。
 - 世界のどの地域で発生する事象であっても、我が国の平和と安全に影響を及ぼし得る状況。



● どの国も一国では自らの平和と安全を維持できず。

- 同盟国・同志国との連携、国連の集団安全保障措置等の重要性が増大。
- 軍事力の役割や活用場面が一層多様化（復興支援、人道支援、海賊対処等）。
- よりスピーディかつシームレスな対応の必要性が増大。

● 国際社会は我が国のより積極的な関与を期待。

- 我が国は平和を創設する能力も意思も保有。



我が国の平和と安全を維持し、地域・国際社会の平和と安定を実現していく上で、従来の憲法解釈では十分対応できない状況。

冷戦後の世界と我が国の貢献

1990年 イラクによるクウェート侵攻

- 我が国は、多国籍軍支援と周辺国支援のために、130億ドルに上る協力を実施。
- 停戦直後に難民救済等のために国際緊急援助隊を派遣。
- 停戦後の残存機雷の処理のために海上自衛隊の掃海艇をペルシャ湾に派遣。

1992年 国際平和協力法の制定

- 国連平和維持活動等への参加を開始。

以後、カンボジア、ゴラン高原、東ティモール、南スーダン等における国連PKO等に要員を派遣。

1997年 日米防衛協力のための指針の改定

1999年 周辺事態法の制定

- 周辺事態(注1)に際して、後方地域(注2)における自衛隊による米軍に対する後方地域支援の実施等を可能とした。

(注1) 我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態

(注2) 我が国の領域並びに現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる我が国周辺の公海及びその上空の範囲

2000年 船舶検査活動法の制定

冷戦後の世界と我が国の貢献

2001年 テロ対策特別措置法の制定

- 米国同時多発テロ事件を受けて、国際的なテロリズムの防止と根絶のために行われる国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与することを目的として、協力支援活動を行うこと等を可能とした(注3)。
- 海上阻止活動に参加する各国艦船に対する海上自衛隊による燃料・水の補給支援を実施。

(注3) 現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる公海及びその上空並びに外国の領域(当該外国の同意がある場合に限る。)等において実施。

2003年 イラク人道復興支援特別措置法の制定

- イラクの国家の再建を通じて我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的として、自衛隊等がイラクで人道復興支援活動等での分野での活動を行うことを可能とした(注3)。
- 陸上自衛隊による医療、給水、公共施設の復旧整備、海上自衛隊による輸送艦及び護衛艦の派遣、航空自衛隊による人道復興関連物資や人員等の輸送を実施。

2009年 海賊対処法の制定

- 全ての国の船舶を海賊行為から防護することを可能とした。
- 2009年、ソマリア沖・アデン湾において自衛隊による護衛活動を開始。

国際社会における防衛省・自衛隊の活動実績

図表 Ⅲ-3-5-1 国際社会における防衛省・自衛隊の活動実績



安全保障の法的基盤の
再構築に関する懇談会及び
同報告書提出後の総理記者会見

安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会について

我が国周辺の安全保障環境が一層厳しさを増す中、それにふさわしい対応を可能とするよう安全保障の法的基盤を再構築する必要があるとの問題意識の下、集团的自衛権の問題を含めた、憲法との関係の整理につき研究を行うため、安倍総理の下に「**安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会（法制懇）**」を立ち上げ、有識者からの意見聴取及び議論を行った。

回次	開催日	議題
1	25. 2. 8	安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会の開催について
2	25. 9. 17	我が国の安全保障に係る法的基盤の現状 我が国を取り巻く戦略環境の変化
3	25. 10. 16	我が国としてとるべき具体的行動の事例 あるべき新しい憲法解釈
4	25. 11. 13	あるべき新しい憲法解釈
5	25. 12. 17	国連の集団安全保障、武力行使との一体化、国連平和維持活動（PKO）等における武器使用 あるべき新しい憲法解釈
6	26. 2. 4	武力攻撃に至らない侵害 国内法制度の在り方
7	26. 5. 15	安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会からの報告書提出

【参考：構成員】

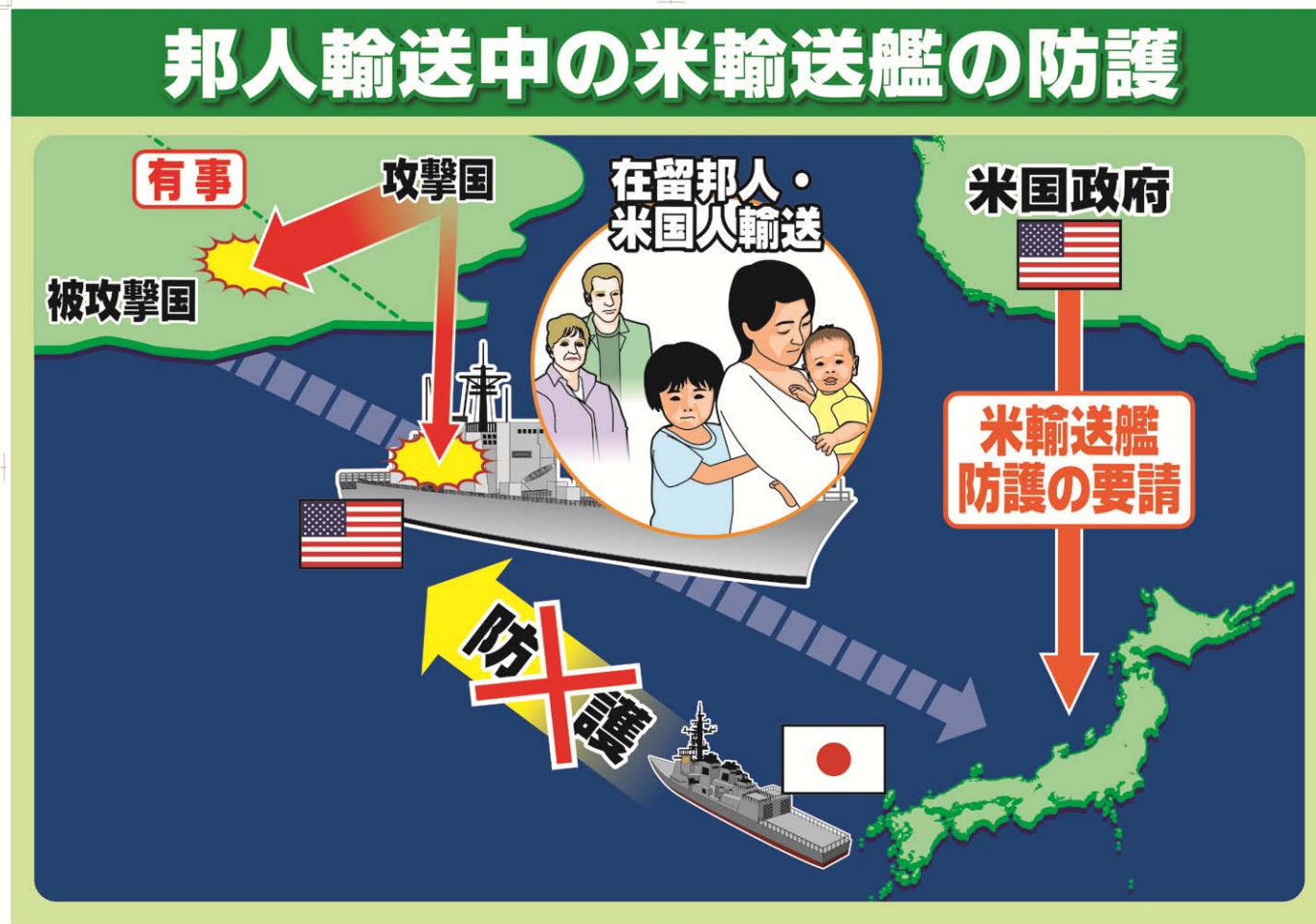
岩間 陽子 政策研究大学院大学教授
 岡崎 久彦 特定非営利活動法人岡崎研究所
 所長・理事長
 葛西 敬之 東海旅客鉄道株式会社代表取締役会長
 北岡 伸一（座長代理）
 国際大学学長・政策研究大学院大学教授
 坂元 一哉 大阪大学大学院教授
 佐瀬 昌盛 防衛大学校名誉教授
 佐藤 謙 公益財団法人世界平和研究所理事長
 （元防衛事務次官）
 田中 明彦 独立行政法人国際協力機構理事長
 中西 寛 京都大学大学院教授
 西 修 駒澤大学名誉教授
 西元 徹也 公益社団法人隊友会会長
 （元統合幕僚会議議長）
 細谷 雄一 慶應義塾大学教授
 村瀬 信也 上智大学名誉教授
 柳井 俊二（座長） 国際海洋法裁判所長
 （元外務事務次官）

「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書のポイント

	集団的自衛権	軍事的措置を伴う 国連の集団安全保障措置	PKO 在外自国民の保護・救出 国際治安協力	武力攻撃に至らない侵害への対応
憲法	○憲法第9条の規定は、我が国が当事国である国際紛争の解決のために武力による威嚇又は武力の行使を行うことを禁止したものと解すべきであり、自衛のための武力の行使は禁じられていないと解すべき。 ○「自衛のための措置は必要最小限度の範囲にとどまるべき」とのこれまでの政府解釈に立ったとしても、「必要最小限度」の中に集団的自衛権の行使も含まれると解釈すべき。 ○我が国と密接な関係のある外国に対して武力攻撃が行われ、かつ、 ○その事態が我が国の安全に重大な影響を及ぼす可能性があるとき ⇒その国の明示の要請又は同意を得て、必要最小限の実力の行使が可能とすべき。	○我が国が当事国である国際紛争を解決する手段としての武力の行使には当たらず、憲法上の制約はないと解釈すべき。	○憲法第9条の禁じる武力の行使には当たらないと解釈すべき。このような活動における武器の使用(PKOにおける駆け付け警護や妨害排除を含む。)に憲法上の制約はないと解釈すべき。	○「武力攻撃（組織的計画的な武力の行使）」かどうか判別がつかない侵害であっても、そのような侵害を排除する自衛隊の必要最小限度の国際法上合法な行動は、憲法上容認されるべき。
立法政策等	○国会：法律上の根拠が必要。 事前又は事後の国会承認が必要とすべき。 ○政府：総理大臣の主導の下、国家安全保障会議の議を経て、閣議決定により意思決定する必要がある。(総合的な政策的判断の結果、行使しないことがあるのは当然。) ○第三国の領域を通過する場合には、その国の同意を得るものとすべき。	○国会：法律上の根拠が必要。 事前又は事後の国会承認が必要とすべき。 ○政府：積極的に貢献すべき。 政策上の意義等を総合的に検討して、慎重に判断すべき。	○武器使用基準等、国連における標準に倣った所要の改正を行うべき。 ○いわゆるPKO参加5原則についても見直しを視野に入れ、検討する必要がある。	○切れ目のない対応を可能とする法制度について、国際法上許容される範囲で充実させていく必要がある。
政府が本報告書を真剣に検討し、しかるべき立法措置に進むことを強く期待。				

安倍内閣総理大臣記者会見（平成26年5月15日）（抜粋）

- 今回の報告書では、二つの異なる考え方を示していただきました。一つは、個別的か、集団的かを問わず、自衛のための武力の行使は禁じられていない、また、国連の集団安全保障措置への参加といった国際法上、合法的活動には憲法上の制約はないとするものです。しかし、これはこれまでの政府の憲法解釈とは論理的に整合しない。私は憲法がこうした活動の全てを許しているとは思えません。したがって、この考え方、いわゆる芦田修正論は政府として採用できません。自衛隊が武力行使を目的として湾岸戦争やイラク戦争での戦闘に参加するようなことは、これからも決してありません。
- ・ ・ ・ もはやどの国も一国のみで平和を守ることはいかならない、これは世界の共通認識であります。だからこそ私は積極的平和主義の旗を掲げて、国際社会と協調しながら世界の平和と安定、航空・航海の自由といった基本的価値を守るために、これまで以上に貢献するとの立場を明確にし、取り組んできました。積極的平和主義の考え方は、同盟国である米国はもちろん、先週まで訪問していた欧州各国からも、そしてASEANの国々を始めとするアジアの友人たちからも高い支持をいただきました。世界が日本の役割に大きく期待をしています。
- 今後、政府与党において具体的な事例に即してさらなる検討を深め、国民の命と暮らしを守るために切れ目のない対応を可能とする国内法制を整備します。 ・ ・ ・ 国民の命と暮らしを守るための法整備がこれまでの憲法解釈のままで十分にできるのか、さらなる検討が必要です。こうした検討については、日本が再び戦争をする国になるといった誤解があります。しかし、そんなことは断じてあり得ない。日本国憲法が掲げる平和主義は、これからも守り抜いていきます。このことは明確に申し上げておきたいと思えます。むしろ、あらゆる事態に対処できるからこそ、そして、対処できる法整備によってこそ抑止力が高まり、紛争が回避され、我が国が戦争に巻き込まれることがなくなると考えます。
- 私たちの命を守り、私たちの平和な暮らしを守る、そのためにはいかなる事態にも対応できるよう、常日頃から隙のない備えをするとともに、各国と協力を深めていかなければなりません。それによって抑止力が高まり、我が国が戦争に巻き込まれることがなくなると考えます。先ほど申し上げたような事態においても、しっかりと日本人の命を守ることこそが総理大臣である私の責任であると確信します。今後、検討を進めるに当たり、国民の皆様の御理解を心からお願い申し上げる次第であります。私からも引き続き、あらゆる機会を通して、丁寧に説明をしていきたいと思えます。



「今や海外に住む日本人は150万人、さらに年間1,800万人の日本人が海外に出かけていく時代です。その場所で突然紛争が起こることも考えられます。そこから逃げようとする日本人を、同盟国であり、能力を有する米国が救助、輸送しているとき、日本近海で攻撃があるかもしれない。このような場合でも日本自身が攻撃を受けていなければ、日本人が乗っているこの米国の船を日本の自衛隊は守ることができない、これが憲法の現在の解釈です。」



「昨年11月、カンボジアの平和のため活動中に命を落とした中田厚仁さん、そして高田晴行警視の慰霊碑に手を合わせました。あの悲しい出来事から20年余りがたち、現在、アジアで、アフリカで、たくさんの若者たちがボランティアなどの形で地域の平和や発展のために活動をしています。この若者のように医療活動に従事している人たちもありますし、近くで協力してPKO活動をしている国連のPKO要員もいます。しかし、彼らが突然武装集団に襲われたとしても、この地域やこの国において活動している日本の自衛隊は彼らを救うことができません。一緒に平和構築のために汗を流している、自衛隊とともに汗を流している他国の部隊から救助してもらいたいと連絡を受けても、日本の自衛隊は彼らを見捨てるしかないのです。これが現実なのです。」

与党の政策及び検討

集団的自衛権に関する自由民主党の公約等①

<参議院選挙公約2013>

「国家安全保障会議」の設置、「国家安全保障基本法」「国際平和協力一般法」の制定など、日本の平和と地域の安定を守る法整備を進めるとともに、統合的な運用と防衛力整備を主とした防衛省改革を実行します。

<Ｊ－ファイル2013>

168 『国家安全保障基本法』の制定

政府において、わが国の安全を守る必要最小限度の自衛権行使（集団的自衛権を含む）を明確化し、その上で『国家安全保障基本法』を制定します。また、その法律において、内政上の施策に関する安全保障上の必要な配慮など国・地方公共団体・国民の責務をはじめ、自衛隊の保有と文民統制、国際社会の平和と安定のための施策、防衛産業の保持育成と武器輸出などを規定して、安全保障政策を総合的に推進します。

<政権公約2012>

日本の平和と地域の安定を守るため、集団的自衛権の行使を可能とし、「国家安全保障基本法」を制定します。

<Ｊ－ファイル2012>

114 国家安全保障基本法の制定

政府において、わが国の安全を守る必要最小限度の自衛権行使（集団的自衛権を含む）を明確化し、その上で『国家安全保障基本法』を制定します。また、その法律において、内政上の施策に関する安全保障上の必要な配慮など国・地方公共団体・国民の責務をはじめ、自衛隊の保有と文民統制、国際社会の平和と安定のための施策、防衛産業の保持育成と武器輸出などを規定して、安全保障政策を総合的に推進します。

集団的自衛権に関する自由民主党の公約等②

<自由民主党 日本国憲法改正草案> (2012年4月27日)

(平和主義)

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。

2 前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。

(国防軍)

第九条の二 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。

2 国防軍は、前項の規定による任務を遂行する際は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

3 国防軍は、第一項に規定する任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる

4 前二項に定めるもののほか、国防軍の組織、統制及び機密の保持に関する事項は、法律で定める。

5 国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため、法律の定めるところにより、国防軍に審判所を置く。この場合においては、被告人が裁判所へ上訴する権利は、保障されなければならない。

(領土等の保全等)

第九条の三 国は、主権と独立を守るため、国民と協力して、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない。

安全保障法制整備推進本部①

党則 79 条に基づく安倍晋三総裁の直属機関として、党安全保障法制整備推進本部（本部長：石破茂幹事長）を設置。わが国周辺の安全保障環境が一層厳しさを増すなか、それにふさわしい対応を可能とするような安全保障の法的基盤の再構築について検討することを目的とする。

回次	開催日	議題
1	26. 3. 31	集団的自衛権について（高村正彦副総裁）
2	26. 4. 7	集団的自衛権について（石破茂本部長）
3	26. 4. 21	国家安全保障基本法について（石破茂本部長）
4	26. 5. 12	安全保障法制への取組み（森本敏拓殖大学教授／前防衛大臣）
5	26. 5. 19	「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」の報告書について 政府の基本的方向性について
6	26. 5. 26	安全保障法制整備に関する与党協議会（第 1 回）報告 集団的自衛権はじめ安全保障法制の整備について（古庄元海上幕僚長）
7	26. 5. 27	安全保障法制整備に関する与党協議会（第 2 回）報告 集団的自衛権の行使について（柳澤協二国際地政学研究所理事長／元官房副長官補）
8	26. 6. 3	安全保障法制整備に関する与党協議会（第 3 回）報告 「事例集」の解説
9	26. 6. 10	安全保障法制整備に関する与党協議会（第 4 ・ 5 回）報告 自衛隊の海外活動等について（志方俊之帝京大学教授／元防衛大臣補佐官）
10	26. 6. 17	安全保障法制整備に関する与党協議会（第 6 ・ 7 回）報告
11	26. 6. 23	安全保障法制整備に関する与党協議会（第 8 回）報告
12	26. 6. 24	安全保障法制整備に関する与党協議会（第 9 回）報告
13	26. 6. 27	安全保障法制整備に関する与党協議会（第 10 回）報告
14	26. 7. 1※	安全保障法制整備に関する与党協議会（第 11 回）報告 国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障体制の整備について（案） 等

※ 安全保障調査会、外交部会、国防部会合同会議

安全保障法制整備推進本部一②

<第1回会合における高村正彦副総裁の講演内容（平成26年3月31日）>

・ 1959年の有名な砂川事件判決において、個別的とか集団的とか区別をしないで、自衛権については、国の平和と安全を維持し、国の存立を全うするための措置は当然とり得る。そしてその前提として、固有の権利として自衛権というものは当然持っているとも言っているわけであります。私の知る限り、この判決が、最高裁が自衛権について述べた唯一無二の判決でありますから、当然この法理に基づいて解釈する。言葉を代えれば、この法理を超えた解釈はできない、この法理の中であればこういうことだとなります。今までの内閣は、この法理に基づいて、色々言っているわけであります。・・・この法理に基づいて、必要最小限度の自衛権はあると言っております。

・ 集団的自衛権全ての行使ができないと言ったとしたら、それは大いに行き過ぎであると思います。例えば、集団的自衛権の範疇に属するもので、我が国の存立を全うするために、必要最小限度のものにはどのようなものがあるか。我が国の存立を全うするために必要なこと、あるいは内閣法制局の言葉で言えば、必要最小限度のことには、集団的自衛権の範疇に入るものもあるよと。そういうことを検討するべきであると思います。

<第2回会合における石破茂本部長の講演内容（平成26年4月7日）>

・ 憲法改正はしない、しかしながら解釈を変える。解釈を変えただけでは駄目で・・・法的安定性がないことこのうえないのでありまして、どのような法形式によるかは別として、集団的自衛権の行使は、このような場合は許されるというような、そういう考え方を体現するような法整備は絶対に必要だということでございます。

・ 集団的自衛権の行使というのは何でもかんでもよいのかねと言え、それはそうではないだろうというふうに考えております・・・集団的自衛権の中で必要最小限度のものがありとせば、それを行使可能とするとしたところで、それに対する歯止め措置というものはきちんと考えていかなければならないと考えております。

(参考) 砂川事件最高裁判所判決 (昭和34年 (1959年) 12月16日大法院)

「九条一項においては「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求」することを宣言し、また「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と規定し、さらに 同条二項においては、「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力はこれを 保持しない。国の交戦権は、これを認めない」と規定した。かくのごとく、同条は、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているのであるが、しかしもちろんこれによりわが国が主権国として持つ固有の自衛権は何ら否定されたものではなく、わが憲法の平和主義は決して無防備、無抵抗を定めたものではないのである。憲法前文にも明らかなように、われら日本国民は、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようとしてつとめている国際社会において、名誉ある地位を占めることを願い、全世界の国民と共にひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認するのである。しからば、わが国が、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとりうることは、国家固有の権能の行使として当然のことといわなければならない。」

安全保障法制整備に関する与党協議会

「今後、内閣法制局の意見も踏まえつつ、政府としての検討を進めるとともに、与党協議に入りたいと思います。与党協議の結果に基づき、憲法解釈の変更が必要と判断されれば、この点を含めて改正すべき法制の基本的方向を、国民の命と暮らしを守るため、閣議決定してまいります。」（安倍内閣総理大臣記者会見：平成26年5月15日）

（自由民主党）

高村 正彦 副総裁
石破 茂 幹事長
中谷 元 特命担当副幹事長
岩屋 毅 安全保障調査会長
山本 順三 幹事長代理

（ノートテーカー：

佐藤 正久 防衛政策検討小委員長）

（公明党）

北側 一雄 副代表
井上 義久 幹事長
上田 勇 外交安全保障調査会長
西田 実仁 参議院幹事長

（ノートテーカー：

遠山 清彦 外交安全保障調査会事務局長）

回次	開催日
1	26. 5. 20
2	26. 5. 27
3	26. 6. 3
4	26. 6. 6
5	26. 6. 10
6	26. 6. 13
7	26. 6. 17
8	26. 6. 20
9	26. 6. 24
10	26. 6. 27
11	26. 7. 1

国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について（閣議決定）

「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」（平成26年7月1日閣議決定）のポイントー①

1 武力攻撃に至らない侵害への対処

○ 警察や海上保安庁等の関係機関が緊密に協力して対応するとの基本方針の下、各々の対応能力の向上や連携強化など必要な取組を一層強化。近傍に警察力が存在しない場合や警察機関が直ちに対応できない場合の早期の下令や手続の迅速化のための方策等について具体的に検討。

○ 自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動（共同訓練を含む）に現に従事している米軍部隊の武器等の防護について、米国の要請又は同意を前提に、自衛隊法第95条によるものと同様の極めて受動的かつ限定的な必要最小限の「武器の使用」を行えるよう法整備。

2 国際社会の平和と安定への一層の貢献

（1）いわゆる後方支援と「武力の行使との一体化」

他国が「現に戦闘行為を行っている現場」ではない場所での支援活動は「一体化」するものではないとの認識を基本とした以下の考え方に立って、我が国の安全の確保や国際社会の平和と安定のために活動する他国軍隊に対して必要な支援活動を実施できるよう法整備。

○ 支援対象となる他国軍隊が「現に戦闘行為を行っている現場」では、支援活動は実施しない。

○ 状況変化により支援活動を実施している場所が「現に戦闘行為を行っている現場」となる場合、直ちにそこでの支援活動を休止・中断。

（2）国際的な平和協力活動に伴う武器使用

以下の考え方を基本として、PKO等での「駆け付け警護」・「任務遂行のための武器使用」、領域国の同意に基づく邦人救出等の「武力の行使」を伴わない警察的な活動ができるよう法整備。

○ PKO等では、PKO参加5原則の枠組みの下、受入れ同意をしている紛争当事者以外の「国家に準ずる組織」が敵対するものとして登場することは基本的にない。また、領域国政府の同意に基づき邦人救出等の「武力の行使」を伴わない警察的な活動を行う場合、当該同意が及ぶ範囲（権力が維持されている範囲）においては「国家に準ずる組織」は存在しない。

○ 受入れ同意が安定的に維持されているかや領域国政府の同意が及ぶ範囲等については、国家安全保障会議での審議等に基づき、内閣として判断。

「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」（平成26年7月1日閣議決定）のポイントー②

3 憲法第9条の下で許容される自衛の措置

○ 我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として憲法上許容される。

○ 上記の「武力の行使」は、国際法上は集団的自衛権が根拠となる場合があるが、憲法上はあくまでも我が国の存立を全うし、国民を守るため、すなわち我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置。

○ 原則として事前に国会の承認を求めることを法案に明記。

自衛の措置としての「武力の行使」の新三要件

○ 我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること

○ これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと

○ 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

4 今後の国内法整備の進め方

○ 自衛隊によるこれらの活動の実施は、国家安全保障会議での審議等に基づき内閣として決定。

○ 実際の自衛隊による活動実施には根拠となる国内法が必要。法案の準備ができ次第国会に提出。

安倍内閣総理大臣記者会見（平成26年7月1日）（抜粋）

- いかなる事態にあっても国民の命と平和な暮らしは守り抜いていく。内閣総理大臣である私にはその大きな責任があります。その覚悟の下、本日、新しい安全保障法制の整備のための基本方針を閣議決定いたしました。自民党、公明党の連立与党が濃密な協議を積み重ねてきた結果です。協議に携わった全ての方々の高い使命感と責任感に心から敬意を表する次第であります。
- 集団的自衛権が現行憲法の下で認められるのか。そうした抽象的、観念的な議論ではありません。現実に関与し得る事態において国民の命と平和な暮らしを守るため、現行憲法の下で何をなすべきかという議論であります・・・ただし、仮にそうした行動をとる場合であっても、それは他に手段がないときに限られ、かつ必要最小限度でなければなりません。
- 現行の憲法解釈の基本的考え方は、今回の閣議決定においても何ら変わることはありません。海外派兵は一般に許されないという従来からの原則も全く変わりません。自衛隊がかつての湾岸戦争やイラク戦争での戦闘に参加するようなことはこれからも決してありません。外国を守るために日本が戦争に巻き込まれるという誤解があります。しかし、そのようなこともあり得ない。
- 日本国憲法が許すのは、あくまで我が国の存立を全うし、国民を守るための自衛の措置だけです。外国の防衛それ自体を目的とする武力行使は今後とも行いません。むしろ、万全の備えをすること自体が日本に戦争を仕掛けようとする企みをくじく大きな力を持っている。これが抑止力です。
- 今回の閣議決定によって日本が戦争に巻き込まれるおそれは一層なくなっていく。そう考えています。日本が再び戦争をする国になるというようなことは断じてあり得ない。いま一度そのことをはっきりと申し上げたいと思います。・・・平和国家としての日本の歩みはこれからも決して変わることはありません。むしろ、その歩みをさらに力強いものとする。そのための決断こそが今回の閣議決定であります。
- 今回の閣議決定は、現実に関与し得る事態において、国民の命と平和な暮らしを守ることを目的としたものであります。武力行使が許されるのは、自衛のための必要最小限度でなければならない。このような従来からの憲法解釈の基本的考え方は、何ら変わるところはありません。したがって、憲法の規範性を何ら変更するものではなく、新三要件は憲法上の明確な歯止めとなっています。